

臼杵河川漁協漁業權遊漁規則

(内共第 11 号第 5 種共同漁業權)

臼杵河川漁業協同組合

白杵河川漁業協同組合 内共第 1 1 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

【目的】

第 1 条 この規則は、白杵河川漁業協同組合が免許を受けた内共第 1 1 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、ふな、うなぎ、おいかわ（はえ）、こい、もくずがに（つがに）、すっぽんをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

【遊漁料の納付義務】

第 2 条 この漁場区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、あゆかけ及びあゆ友釣による遊漁の場合には、口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、あゆかけ、あゆ友釣及びうなぎかごによる遊漁の場合には第 1 1 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員、若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う当該水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合又は第 1 1 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 7 条の遊漁料を同条第 1 項の規定により組合に納付しなければならない。

【漁具、漁法の制限】

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規 模
投 網	網目 15 センチメートルにつき 10 節以下（網丈 2.5 メートル以下はこの限りではない。）
うなぎかご	長さ 80 センチメートル 直径（かご口）8 センチメートル以下の筒又はかごに限る。 一人が一度に仕掛けるかごは 5 かご以内とする。
うなぎつけ針	一つの仕掛けに針の数は一つとする。 仕掛けの数は一人 5 個以内とする。 仕掛けは、翌朝必ず回収するものとする。
かにかご	一人が一度に仕掛けるかごは 2 かご以内とする。
すっぽんかご	一人が一度に仕掛けるかごは 2 かご以内とする。
あゆ友釣	つり竿の長さは 7 m 以内とする。

2 潜水器漁法（簡易潜水器を含む）及びはえなわ漁法は禁止する。

【遊漁期間】

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	7月1日から10月31日まで 友釣 7月1日から10月31日まで
もくずがに	9月1日から12月31日まで

【禁止区域】

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
臼杵川 臼杵市大字搔懐久保田橋の下流端から、下流家野えん堤上端の間の区域 深田川全域 未広川 臼杵市大字末広字黒丸一の井手えん堤上端から、上流二の井手えん堤上端の間の区域	1月1日から 12月31日まで
臼杵川 臼杵市大字野田字大坪の標木（野田つきまわしの瀬頭）より344度の線から下流100メートルの間	10月 1日から 11月30日まで （あゆ漁に限る）

【体長等の制限】

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
こ い	全長20センチメートル
あ ゆ	全長15センチメートル
うなぎ	全長25センチメートル
すっぽん	背甲長15センチメートル

【遊漁料の額及び納付の方法】

第7条 第2条第2項に掲げる漁具・漁法を利用して遊漁する場合の遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に30円を付加して得た額とする。

魚 種	漁 具・漁 法	期 間	遊 漁 料
あ ゆ	あゆかけ、 手釣、竿釣	1 日	500円
		1 年	1、000円
	あゆ友釣	1 日	500円
		1 年	2、000円
	投網	1 日	500円
		1 年	1、000円
ふ な こ い おいかわ（はえ） うなぎ	手釣、竿釣	1 日	500円
		1 年	1、000円
おいかわ（はえ）	たも網、やす	1 日	500円
		1 年	1、000円
うなぎ	うなぎかご	1 日	500円
		1 年	1、000円
うなぎ	うなぎつけ針	1 年	2、000円
		もくずがに	かにかご
1 年	2、000円		
すっぽん	かご	1 年	2、000円

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次表右欄のとおりとする。

未就学の幼児	無 料
小 学 生	無 料
中 学 生	無 料
身体障害者	無 料

3 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。

- (1) 長酒店（電話 0972-62-3040 臼杵市大字望月
2-636-1）

【遊漁承認証に関する事項】

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式（1）の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

【遊漁に際し守るべき事項】

第9条 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
- 5 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。

【漁場監視員】

第10条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要なときは指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は別記様式（2）の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることの表示をする腕章又はバッヂをつけるものとする。

【違反者に対する措置】

第11条 組合員は、遊漁者がこの規則に違反したときには、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

【附則】 この規則は令和6年1月1日から施行する。